

# あらかじめご確認・ご用意いただきたい事項

## 1 相続人について

No	チェック	ケース	ご説明	入手先
1	<input type="checkbox"/>	相続放棄された方がいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>「相続放棄申述に対する受理証明書」または「審判書謄本」をご提出いただけます。</li> <li>※相続手続きは相続を放棄された方を除外して行いますので、確認書類で放棄の事実を確認します。</li> </ul>	家庭裁判所
2	<input type="checkbox"/>	相続人に未成年者がいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>親権者の方によるお手続きとなります。ただし、親権者ご自身も相続人となる場合は、特別代理人の選任が必要です。</li> </ul>	家庭裁判所
3	<input type="checkbox"/>	相続人に成年被後見人がいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見人の方によるお手続きとなります。ただし、成年後見人ご自身も相続人となる場合は、特別代理人の選任が必要です。</li> </ul>	家庭裁判所

## 2 当行とのお取引について

No	チェック	ケース	ご説明	入手先
1	<input type="checkbox"/>	相続預金払戻後、ご入金の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続預金をご入金される口座の通帳またはキャッシュカードをご用意ください。</li> </ul>	—
2	<input type="checkbox"/>	被相続人(故人)の口座等を名義変更し、引き継ぎたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座等を引き継がれる方によるお手続きが必要となります。今後使用されるご印鑑および運転免許証等の本人確認資料をご用意のうえ、ご本人による必要書類への記入が必要になります。</li> </ul>	当行窓口
3	<input type="checkbox"/>	貸金庫の契約がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸し金庫を相続することとなった相続人全員の立会いが必要です。立会えない方には当行所定の委任状を提出していただけます。</li> <li>遺言書・遺産分割協議書等で貸金庫に関し分割協議がないときは、法定相続人全員の立会いが必要です。</li> </ul>	当行窓口
4	<input type="checkbox"/>	投資信託・保護預り債権等がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>お取引内容により書類が異なりますので、窓口でご確認ください。</li> </ul>	当行窓口
5	<input type="checkbox"/>	融資取引がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご返済方法により記入書類、審査が異なりますので、窓口でご確認ください。</li> </ul>	当行窓口

## 3 ご提出前にご用意していただく書類など

No	チェック	ケース	ご説明	入手先
1	<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書(当行書式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当行に相続方法等をお届けいただく書類です。</li> </ul>	当行窓口
2	<input type="checkbox"/>	被相続人(故人)の方の戸籍(除籍)謄本 ※調停による分割のときご提出は不要です	<ul style="list-style-type: none"> <li>被相続人(故人)の方の「出生から死亡に至るまでの連続した戸籍(除籍)謄本」をご用意ください。</li> </ul>	本籍所在の市区町村役場
3	<input type="checkbox"/>	相続人の方の戸籍謄本 ※調停による分割のときご提出は不要です	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の戸籍謄本をご用意ください。</li> </ul>	本籍所在の市区町村役場
4	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日から3ヵ月以内のものをご用意ください。</li> <li>相続関係者全員の印鑑証明書が必要です。</li> <li>海外に居住している方で印鑑証明書が取得できない方は、大使館・領事館の「サイン証明の手続き」を受け、あわせて「在留証明書」をご提出ください。</li> </ul>	市区町村役場
5	<input type="checkbox"/>	通帳・証書、キャッシュカード・クレジットカード等	<ul style="list-style-type: none"> <li>通帳、証書、キャッシュカード等が不明の時は、相続人代表者の方に当行へ喪失届をご提出いただけます。</li> </ul>	お客さま
6	<input type="checkbox"/>	実印	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人代表者の方は実印をお持ちください。</li> </ul>	お客さま
7*	<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本をお持ちください。また相続人全員の印鑑証明書が必要になります。</li> </ul>	お客さま(相続人)が作成
8*	<input type="checkbox"/>	遺産分割調停調書謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>調停による遺産分割をされる場合は、調停調書謄本をご提出ください。</li> </ul>	家庭裁判所
9*	<input type="checkbox"/>	遺産分割審判書謄本および確定証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>審判による遺産分割をされる場合は、審判書謄本と確定証明書をご提出ください。</li> </ul>	家庭裁判所
10*	<input type="checkbox"/>	遺言書 遺言検認調書謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>自筆証書遺言は原本を、公正証書遺言は正本または謄本をご提出ください。</li> <li>自筆証書遺言は家庭裁判所の検認が必要となります。</li> </ul>	被相続人が作成 家庭裁判所
11*	<input type="checkbox"/>	遺言執行者の選任審判書謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言執行者の指定がない遺言書があり、家庭裁判所へ選任申立てを行ったときにご提出ください。</li> </ul>	家庭裁判所

※7～11の書類については、該当ある際にご用意ください。